

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	公園みどり推進課 花とみどりの相談所
契約名称	緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務
契約概要	緑化リーダー養成講座、花壇管理の支援・補助、 子ども体験学習支援、展示会設営、イベントの支援
契約締結日	令和8年(2026年)4月1日
履行期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方	豊中緑化リーダー会
契約金額	1,300,000円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	本業務は、「みどり」を通して、地域での緑化活動の推進と潤いの社会を築くために、その指導者となる人材の発掘と育成を行うことを目的とした講座の支援をするものであり、担当相談員の不在時に受講生へのアドバイスや育苗管理の受講生の不在時に、育苗管理を行う業務である。また、子ども体験学習等支援業務は、花とみどりの相談所内の資源を活用して果樹等の花から実った果実までの生育過程の観察を通して「みどり」への関心を抱いてもらうことを目的とし、施設案内および誘導等を行うものである。本業務を委託する豊中緑化リーダー会は、2年間の緑化リーダー養成講座の修了者により結成し、同所を拠点に常日頃から自らのスキルの向上を図りながら10年以上活動を続けており、植物の様々な分野で知識や技術も十分に修得し、同養成講座および同所内を熟知している団体である。また、これまでも本市との協働により子ども体験学習を行っている団体でもあり、本業務を実施できる団体が他にないことから地方自治法施行令第167条の2第1項2号により、同会と随意契約をするものである。
備考	